

令和2（2020）年度に向けた政策・制度要請

要 請 事 項

I 令和2年度予算に関して

1. 和歌山県労働者福祉協議会への活動支援について

県におかれましては、当協議会が県内で働く人たちのために実施する公益事業や県内の労働者の祭典であるメーデーの開催に対して、継続的に助成いただいていることに心から感謝します。引き続き、労働者の福祉向上に向け助成いただくとともに各種事業に対して後援名義や広報協力などご支援いただきたい。

II 令和2年度行政に関して

1. 協同組合の促進・支援

（1）働く人たちがつくる協同組合支援の強化

県は、持続可能な地域づくりに期待が高まる協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化されるよう希望します。

については、県内労働者で組織する協同組合である労働金庫及びこくみん共済 COOP（全労済）からの以下の要望について対応されたい。

① 労働金庫（近畿労働金庫和歌山地区本部）

近畿労働金庫では、金融事業を通じて働く人たちの「生活応援運動」に取組んでいます。

昨今、若者たちのマネートラブルが懸念されており、ネット販売等での悪徳商法の被害増加や銀行カードローンによる多重債務等が顕在化しており、学校や事業所等での消費者教育が求められています。労働金庫としても生協や労働組合と連携し「消費者啓発講座」等の開催に取り組んでいるところですが、県としても、事業所等に対し、消費者被害の実態や手口など広く周知されたい。また、大学生の二人に一人が奨学金を利用して進学している状況に鑑み、奨学金の返済に苦しむ若者たちのために近畿労働金庫の奨学金借り替え制度についても広報協力いただきたい。

② こくみん共済 COOP（全労済）和歌山推進本部

ア、こくみん共済 coop 〈全労済〉では、たすけあいの共済事業にかかわって社会的課題を解決する取り組みの一つとして、2019年度において「7才の交通安全プロジェクト 横断旗寄贈の取り組み」を実施しています。

交通事故の死傷者数は、『7才』が突出して多く、成人の2.5倍、高齢者と比べても2倍です。また、7才児は、小学校に入学し行動範囲が広がる年齢でもあることから統計上でも親の庇護下にある幼児や他の年齢に比べて、交通事故にあいやすいというデータがあります。

くるまの補償「マイカ一共済」「自賠責共済」「交通災害共済」事業を行う協同組合として、「未来ある子どもたちを交通事故から守りたい」という想いから、マイカ一共済見積もりキャンペーン（キャンペーン期間：2019年9月1日～2019年12月27日）と連動し、「お見積もり1件につき横断旗1本を交通安全運動を推進する団体等に寄贈する活動」を展開しています。子どもを交通事故から守る共通の目的を持つ関係諸団体との連携について協力されたい。

イ、こくみん共済 coop 〈全労済〉では、豊かで安心できる社会をめざし「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」を重点分野に地域貢献活動を展開しています。その一環として、これらの活動に関わる市民団体等を対象に全国から助成団体を公募していますが県内からの応募が芳しくありません。地域貢献助成事業は、例年、夏ごろに広報し、9月から10月頃に公募していることから広報協力いただきたい。（2019年度はすでに応募を締め切っています。）

1. 助成対象団体

日本国内を主たる活動の場とする、下記(1)～(3)のすべてに該当する団体を対象とします。

- (1) NPO 法人、任意団体、市民団体
- (2) 設立 1 年以上の活動実績を有する団体
- (3) 直近の年間収入が 300 万円以下の団体（前年度の繰越金を除く）

2. 助成対象活動

- (1) 自然災害に備え、いのちを守るための活動
- (2) 地域の自然環境・生態系を守る活動
- (3) 温暖化防止活動や循環型社会づくり活動
- (4) 子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動
- (5) 困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動

3. 応募方法

こくみん共済 coop <全労済>ホームページに詳細記載

<https://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/joseijigyou>

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

県は、被災地から地域内・外に避難している方々に対し、地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備されたい。

(2) 今後の災害対策

県は、大規模自然災害に備え、災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう改正災害基本法にて義務付けられている避難行動要支援者の名簿作成、さらには、個別避難計画づくりを徹底されたい。

また、住民や企業に対し、継続的に実効性の高い防災教育を進められたい。

3. 格差・貧困社会のは是正、セーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等

① 県は、「和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成制度」により奨学金利用者にかかる支援に取り組まれていますが、助成対象者の拡大等について検討されたい。

② 「大学等における修学の支援に関する法律」施行に伴う新制度の実施により、これまで県立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう必要な措置を講じるとともに県立大学の授業料等の引き下げについても検討されたい。

(2) 子どもの虐待対策の強化

子どもの虐待については、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され 2020 年 4 月から 2023 年 4 月にかけて順次施行される予定ですが、全国で相次ぐ事件の発生等、より深刻な状況にあることを踏まえ、県は、実態把握、体制整備、関係機関との連携など法施行を待たずに実施されたい。

(3) フードバンク活動の促進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の成立に伴い、同法に盛り込まれた「フードバンク活動への支援」について、県内のフードバンク活動が継続的・安定的に発展できるよう運営団体への支援策を検討されたい。

(4) 自殺（自死）対策について

県内の自殺率が全国的に高水準にあることや若者の自殺者が多いことについて、県が策定する自殺対策計画を着実に進められるとともに適時適切に見直しをはかり、実効性のある取組みをすすめられたい。

(5) 80歳の親が50歳の自立できない子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」が社会問題化していることについて、具体的な手立てを講じられたい。

4. 消費者と事業者の良好な関係性の促進

県は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、働き手を守る意味から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう啓発や指導を進められたい。

5. 職場におけるハラスメントの防止

パワーハラスメントの防止措置の企業への義務づけなどが労働政策総合推進法に盛り込まれ、2020年4月より実施される予定です。ハラスメントに関する労働相談は増加の一途にあることから、県は労働団体と協働し、あらゆるハラスメントを職場で防止するための周知・指導を徹底されたい。

6. 安心・信頼できる社会の構築

(1) 国や自治体においては、在宅医療・在宅介護をすすめているところですが、少子化や共働き家庭が増えるなか「家に人がいない」状況も多くみられるところです。県は、家族介護を行う介護者が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担の軽減、病院や施設などの入所あっせんなど困り事に寄り添う相談体制の整備を強化されたい。

(2) 「介護離職ゼロ」を実現する前提として、全ての介護従事者の待遇改善を実施されるよう取り組まれたい。

以上